



LANDSCAPE PLANNING OF FUJIKAWA TOWN

富士川町景観計画 概要版

平成27年10月

富士川町

富士川町景観計画のあらまし

1. 景観計画とは

「富士川町景観計画」は、平成 16 年6月に制定された「景観法」に基づき、富士川町が策定した計画です。富士川町は、平成 23 年 10 月に「景観行政団体」になり、景観形成の取り組みを進めています。

「富士川町景観計画」は、本町の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、行為の制限事項、景観資源等の質的向上、実現に向けた取り組みなどを定めた、景観に関する住民、事業者、行政等の協働の指針となる計画です。

2. 基本理念と景観形成の目標

■景観形成の基本理念

ふるさとの風土と歴史が育んだ愛着と誇りのもてる風景づくり

本町の自然、風土、歴史の中で育まれた美しく個性的な景観のもつ魅力や価値を再認識し、次代に継承していくとともに、より魅力を高め、うるおいある豊かな生活環境の形成と景観を活かした地域の活力の向上をめざします。

■景観形成の目標

- 本町の自然・風土・歴史・生活文化に根ざした風景づくりをめざします
- 町を元気にする生き生きとした風景づくりをめざします
- 住む人の心づかいが感じられる快適な風景づくりをめざします
- 誰もが愛着と誇りのもてる協働による風景づくりを進めます



3. 景観形成方針

■景観形成方針の体系

(1)豊かな自然と調和する風景づくり

大地の構造に配慮し、森と水の豊かな自然景観を守り、自然と共生・調和する風景づくりを進めます

- ①自然の地形に沿う風景に配慮する
- ②豊かな山と森の風景を守り、活かす
- ③水辺の風景を守り、活かす
- ④恵まれた眺望を活かす
- ⑤景観に配慮した施設整備を進める
- ⑥自然とのふれあいを深める



・平林の棚田と眺望



・富士川と富士橋



・富士川舟運（鰍沢河岸周辺）

(3)生き生きとした農の風景づくり

美しい田園景観や里山景観を守り、元気な農の風景づくりを進めます

- ①美しい田園景観、農の風景を守る
- ②里山や集落景観の維持・向上を図る
- ③「農」を通じた交流を深める



・十谷の集落景観

(4)おもてなしを感じさせる風景づくり

住民や観光客などに、おもてなしを感じさせる風景づくりを進めます

- ①まちの拠点としてふさわしい景観を創る
- ②魅力的な風景回廊を創る
- ③花と緑のまちづくりを進める
- ④景観を生かした観光・交流を進める



・鰍沢商店街のまちなみ

(5)快適で親しみのもてる風景づくり

身近な景観を大切にし、誰もが快適で親しみのもてる風景づくりを進めます

- ①身近な公共施設等の景観を向上する
- ②良好なまちなみ景観を形成する
- ③祭りやイベントを活性化させる
- ④身近な景観資源を守り、活かす



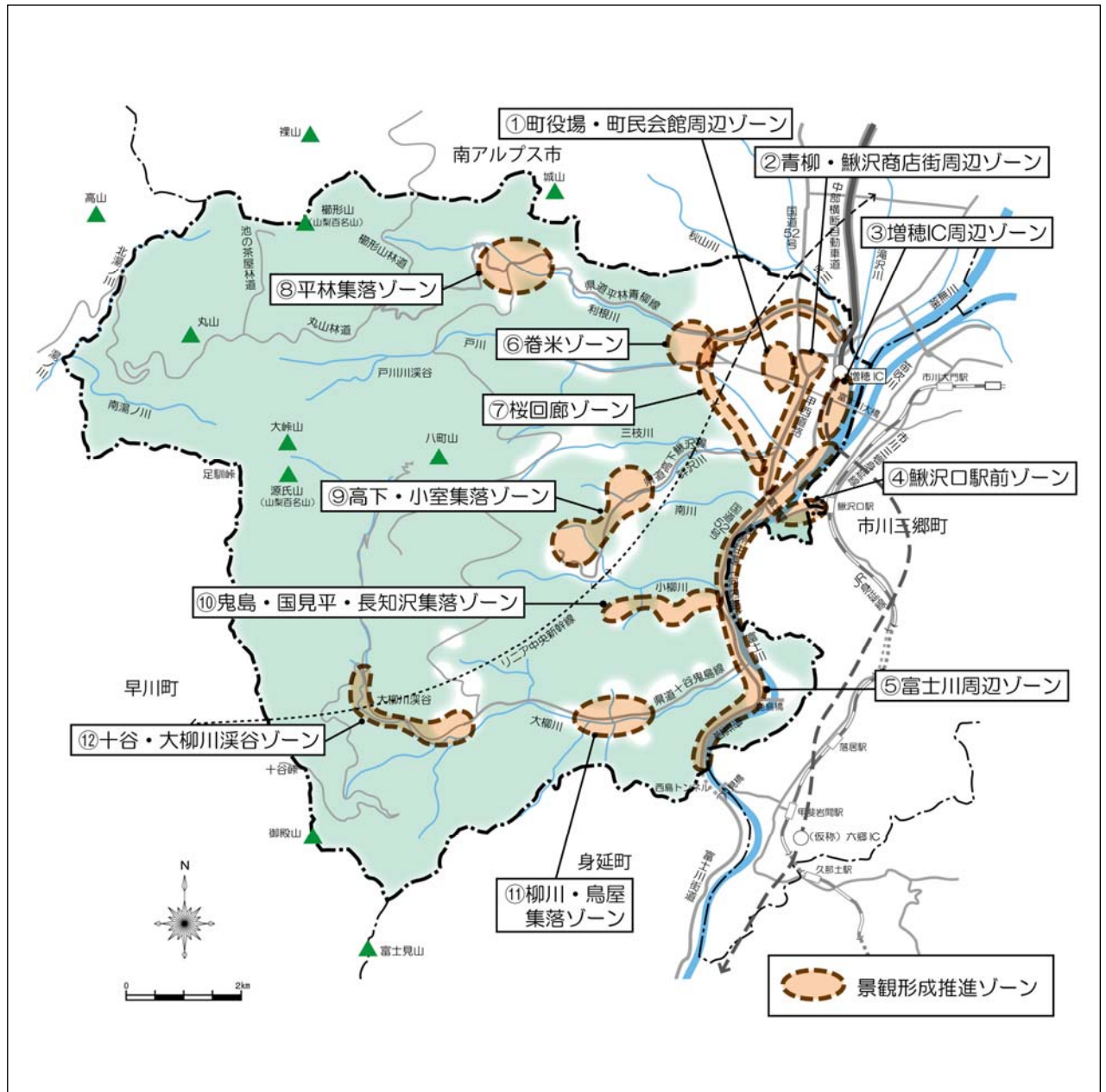
・氷室神社例祭（神楽舞）

4. 景観形成推進ゾーンの方針

■景観形成推進ゾーンの選定

景観形成方針に基づいた景観づくりを効果的に進めるためには、景観形成上重要なところから重点的に推進し、取り組みの成果が目に見えるようにしていくことが重要です。

このため、本町の中でも、特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき一定のゾーンを「景観形成推進ゾーン」として位置づけ、できるところから無理のない取り組みを着実に進めていくものとし、下図に示す12ヶ所の「景観形成推進ゾーン」を選定しました。



積極的に景観形成を推進すべきゾーンとして取り上げた「景観形成推進ゾーン」については、今後、地域の要請により順次追加していくものとしませんが、住民の取り組み意欲が高いところから地区の景観形成に関する住民組織（（仮称）景観まちづくり住民懇談会）を設置し、景観条例に基づき「景観形成推進地区」に指定していきます。景観形成推進地区においては、先導的に具体的な景観まちづくりの取り組みを推進していきます。

良好な景観形成のための行為の制限事項

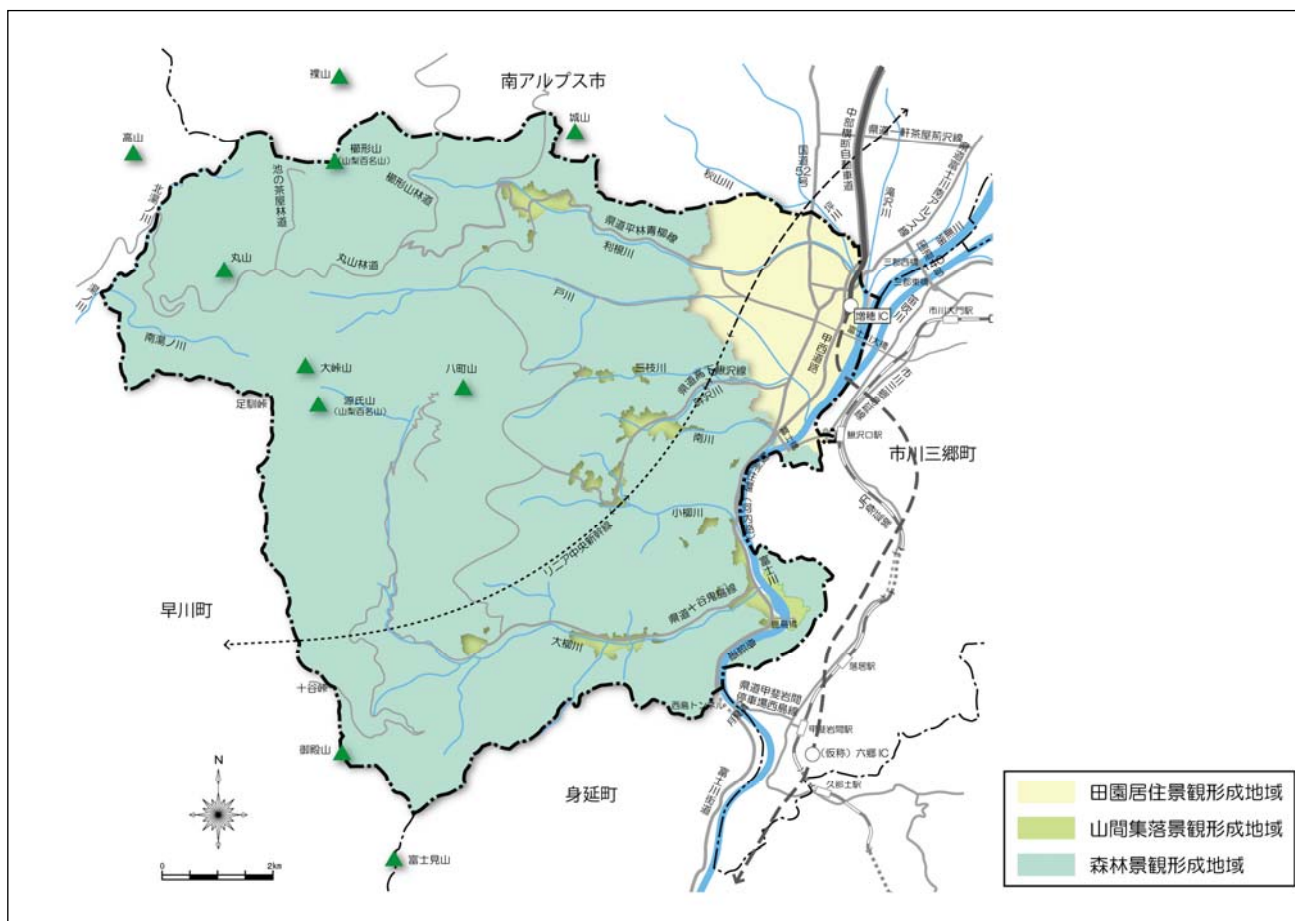
1. 基本方針

■景観計画に基づく行為制限の考え方

本町固有の豊かで美しい景観を維持・保全し、良好な景観形成を図っていくためには、個々の土地や建築物等に関する行為を一定のルールに基づいて、周辺の景観と調和し、整序感のあるものにしていく必要があります。

景観計画では、地域の特性に応じた景観形成を図る観点から、町域全体を3つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとに、建築物等に関する一定のルール（届出対象行為と景観形成基準）を定め、この基準に適合しない開発や建築行為等を制限することにより、良好な景観形成を誘導します。

■景観形成地域の区分



■行為制限のための手続き

建築物・工作物の築造、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合には、あらかじめ町に届出を行い、町が定める景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受ける必要があります。また、大規模な行為については、届出の前に町と事前協議を行う必要があります。

町は、届出が提出された行為の内容を景観形成基準と照合して、助言や指導を行います。また、不適合と判断した行為については、計画の是正の勧告を行い、特定届出対象行為において勧告に従わない場合は、変更命令を行うことになります。

※届出手続きの詳細をお知りになりたい方は、富士川町建設課までお問合せ下さい。

2. 景観形成地域ごとの届出対象行為

町内において届け出を出す必要がある行為（届出対象行為）は、次に示すとおりです。これらの行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに町に届出が必要となります。

※景観形成基準の詳細をお知りになりたい方は、富士川町建設課までお問い合わせ下さい。

■届出対象行為

行為の種類			田園居住景観形成地域	山間集落景観形成地域	森林景観形成地域
建築物	新築、改築、増築若しくは移転		高さ 13m又は行為部分の床面積の合計が 500㎡を超えるもの	高さ 10m又は行為部分の床面積の合計が 250㎡を超えるもの	行為部分の床面積の合計が 10㎡を超えるもの
	外観の模様替え、色彩の変更		高さ 13m又は床面積の合計が 500㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10㎡を超えるもの	高さ 10m又は床面積の合計が 250㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10㎡を超えるもの	変更部分の面積の合計が 10㎡を超えるもの
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、柵、塀の類(生け垣によるものを除く)	高さ 3mを超えるもの	高さ 2mを超えるもの	高さ 1.5mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの		
		煙突、記念塔、金属柱、高架水槽、彫像の類	高さ 13mを超えるもの	高さ 10mを超えるもの	高さ 5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 13m又は築造面積 500㎡を超えるもの	高さ 10m又は築造面積 250㎡を超えるもの	高さ 5m又は築造面積 10㎡を超えるもの
		地上に設置する太陽光・小水力発電施設	太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 10㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が 10㎡を超えるもの		
開発行為等	土地の形質の変更		行為面積 1,000㎡を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積 500㎡を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積 300㎡を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
	鉱物の掘採又は土石の類の採取		行為面積 1,000㎡を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積 500㎡を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	行為面積 300㎡を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積		高さ 3m又は面積 500㎡を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	高さ 2m又は面積 300㎡を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	高さ 1.5m又は面積 100㎡を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの
	木竹の伐採		土地の用途変更を目的とした伐採面積 300㎡を超えるもの		土地の用途変更を目的とした高さ 10mを超えるもの又は伐採面積 300㎡を超えるもの

景観資源等の質的向上に向けて

富士川町の美しく個性的な景観の保全と景観資源等の質的向上を図るため、本町では、建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定めます。

法で定める事項

①景観重要建造物・景観重要樹木

景観上重要な役割を果たしている建造物や樹木を指定し、積極的な保全と景観の向上を図ります。

②景観重要公共施設

景観上重要な役割を果たしている道路、河川、公園等の公共施設を指定し、景観の向上を図ります。



・ 県道平林青柳線



・ 富士川

③屋外広告物の表示・設置等の制限

屋外広告物等に一定の制限を定め、景観の向上を図ります。

④田園景観の維持・保全

景観に配慮した農業施策の方向を定め、特色ある田園景観の保全と景観の向上を図ります。

富士川町独自で定める事項

①歴史的まちなみの保全・創出に関する事項

富士川舟運の歴史を伝える歴史的建造物や史跡等の保存や整備・活用に関する事項を定め、周辺も含めた歴史文化のまちづくりを促進します。



・ なまこ壁の残るまちなみ



・ 妙法寺山門前のまちなみ

②富士川の水辺景観の保全・創出に関する事項

富士川舟運の復活と併せ、良好な水辺景観の保全・創出に関する事項を定め、水辺景観の向上を図ります。

③眺望景観の保全・創出に関する基本的事項

富士山の眺望など、良好な眺望場所の保全や整備に関する事項を定め、眺望景観の向上を図ります。



・ 丸山林道から見た富士山の眺望



・ 源氏山登山道から見た甲府盆地の眺望

④文化的景観の保全・創出に関する基本的事項

平林や菰米の棚田など、本町の代表的な文化的景観の保全・創出に関する事項を定め、農山村景観の維持・向上を図ります。



・ 菰米の棚田の景観



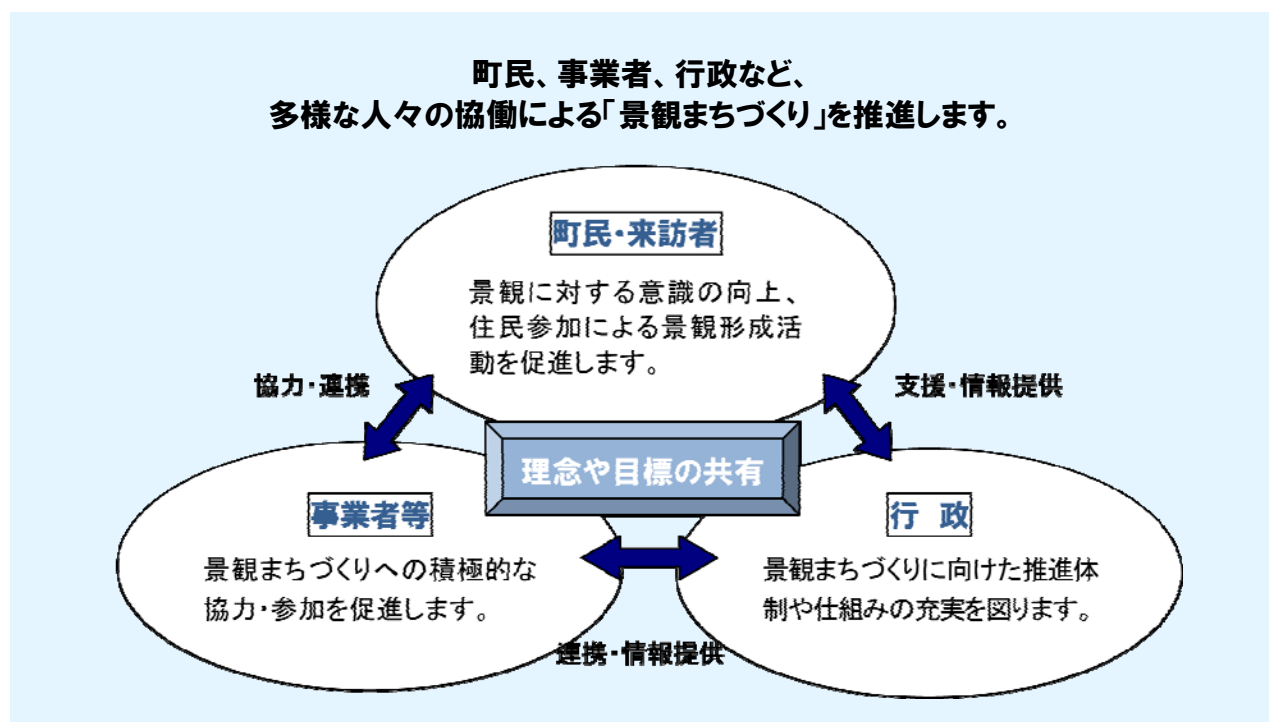
・ 鹿島の集落景観

計画の推進に向けて

1. 景観まちづくりの考え方

良好な景観を形成していくためには、行政をはじめ、町民、観光客等を含む来訪者、事業者など、多くの人々の理解と協力がなければ実現できません。

美しい自然や田園景観、富士川舟運の歴史を感じさせる景観など、先人から受け継いだ地域の個性的な風景を守り、より美しく活き活きとしたものに育てていくため、町民や来訪者、事業者、行政など多様な人々が共に手を携えながら、協働による景観まちづくりを推進していきます。



2. 計画の推進に向けた施策

景観計画を推進するため、景観まちづくりの考え方に基づいて、次のような施策に取り組んでいきます。

■計画の推進に向けた施策

(1) 景観に対する町民意識の醸成

(2) 町民の自主的な景観形成活動の促進

(3) 景観行政の体制や仕組みの充実

(4) 協働による先導的な景観まちづくりの推進